



及
 祝
 詞
 略
 解
 久保季茲著

四

特別
 イ 4
 3163
 167(4)



貴
14
3163
167(4)

祝詞略解四之卷



久保逐茲 編輯

吉岡徳明 校訂



六月晦大祓 考云祓ちふ事は古事記に伊邪那岐命の黄泉
に到まゝて穢れ給へるを清め給へむとて筑紫國の橘の
小門にゝて大御身に著まゝ、物をぬぎ捨玉ふをいふ穢
を拂ひやらふ由あり次に海潮に浸て大御身を滌ぎ玉ふ
是と身滌といふ身の穢とあらひを、く由なり此、二を祓
みそきの本なる又須左之男命惡事轉あるにゆりて贖物
をせめ出せ奉りて祓つ物として遂ひ玉へり上の御自
物を捨たまひ他より責る物を出さするも事の意ひと
ければ此、二大御神の御わざと合せて祓まらざる法の法と

て人の代にも行へりその伊邪那伎命ハ被身滌としまし
て遂に貴き大御神もちと生ぬまひ須佐之男命は贖物と
出御身と逐はれまして後ぞ清き神御心を成たまひつ
此御わざの大なる功あることを知るべしうれば右の
三つれ事を行ふ由なるを後にハ中の祓一つと云てその
事と知らするのみ仍て紀にも式にも祓とのみ書つ〇上
代に大祓の事の見ゆるハ古事記の仲哀天皇條に天皇既
崩訖爾驚懼而坐殯宮更取國之大奴佐而種々求生剝逆剝
阿離溝理尿戸上通婚下通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚之罪類爲
國之大祓而とありうれば此事神代に傳はりて橿原宮
に初國知し、御代にも絶えず行えせられけむと上代の
書に右の古事記の外には漏て後に天武天皇の紀に到て

五年八月詔曰四方爲解除用物則國別國造輪祓柱馬一疋
布一常以外郡司各刀一口鹿皮一張鑿一口每戸麻一條
今年早異星疾また同紀十年七月六日に令天下悉大解除
なとによりぬ同紀朱鳥元年七月にもありて持統天皇紀にすべて見
えぬは漏きくならむ文武天皇の御代の紀にハ臨時大祓
ハ有、大寶元年に至て六月十二月の晦日の大祓の事令
條に擧らきたり如此定例とくも成にくを思へを早くよ
りこの二度の晦日の大祓を有しるさまと天武天皇の御
代始にも此六月十二月晦の事の見ぬと思へば是は大
寶元年の御定とぞ云べき此後の紀には定例故に略きて
記されぬなり他事も命出た大寶二年十二月晦日乃紀
に廢大祓但東西文部解餘如常とあり是は此月太上天皇

崩まゝ、故に停めらるゝたか、まば絶たざ行はまゝと
知るべし文部が解除は漢國の流にて皇朝の神事なり ○神
祇令に凡六月十二月晦日大祓義解云謂祓者東西文部謂
漢史直西上祓刀讀祓詔謂文部漢音 訖百官男女聚集祓所
中臣宣祓詞卜部爲解除所讀者也とあり其後元明天皇養老五年七
月の紀に始令文武百官率妻女姊妹會於六月十二月晦大
祓之處と見ゆ令の定め有しうと漸妻女云々まて集る
ハ此頃よりなり○太政官式に凡六月十二月晦日於宮城
南路大祓大臣以下五位以上就朱雀門辨史各一人率中務
式部兵部等省中見參人數百官男女悉合祓之臨時大祓亦
同云々此儀貞觀儀式に委臨時大祓は建禮門にて ○こ
と式には大祓とあると古語拾遺にハ中臣之禊詞といひ

朝野群載には中臣祭文とあり是等ハ皆理あるめり祝詞
ハ中臣氏の宣る詞なればなり然るを今の世人中臣祓と
のみ云ふハ僻言あり中臣ハ祝詞と宣り卜部ハ祓のわざ
をするに事と執ること別なり仍て中臣の祓詞といハ
ては祓も中臣のわざの如く聞て理なき也云々○史傳
云大祓ハ天御祖神の御事依を本にして神武天皇の御世
に當時の事實と合せて天種子命の綴り成せる詞あり文
法に深く心を着て思ひ辨ふべし○又云高天原に神留座
す神魯歧神魯美命の大御口づから皇美麻命の知食さむ
葦原中國中に成出む人等に云々れ罪あらむ時にハと將
來を鑒察して誨へ坐る詔命を承て天兒屋命また將來
をかきて宣し御言を後世まて傳へたる文なりとは知

食さむ成出むなどある武てふ詞にて悟るべし○後釋云
祓の中に殊に大祓と云ふ名ハ古書どもに此事の出とる
例をもて考るに一人の祓に非だ廣く諸人の穢かる故に
大とは云ふり云々さて古語拾遺神武天皇の段に令天兒
屋命之孫天種子命解除天罪國罪事とわれを考に云きと
る如く彼大御代にも此事ありなり○今按に此は天孫
降臨まゝく高千穗宮にて大嘗聞食し時の御禊に始
り神武天皇樞原宮に初國知食し時其御代の事をも加へ
て白し其後の御代と成ても少しづ言加へたるものな
る事講義に云るは然ることなり猶大祓乃儀は後釋執中
抄講義等を見て知るべしさて天書神武天皇元年の下に
六月命天種子命定穢之辭詞矣とあり此書は信難き事も

あれど大倭日高見國云々とある詞に依るに誠に此は古
き傳ありしにぞあらむ

○後々釋云朝廷にて此大祓のわざを六月十二月の晦に
しをせらる、由ハ一年に一度にてハ罪穢を清むること
の少ければ二度物せらるゝからに一年と二に分ちて正
月より六月までに積る罪咎を六月の晦に祓ひ清めらる
ゝことよて十二月の晦なるも同じ事なり○執中抄云祓
所に集へる人々に宣説て聞しむる義ありされば下に命
する教令にして神に申す祝辭にハ非ず○今按に史傳に
も如此云はれて然る事なれど神に申すも非事にハ非ぬ
由講義に辨ぜり予が考は別に云べし

比禮挂伴男 考云領巾ハ女の掛る物なり古へハ女のすべ

て掛たりし事紀にも万葉にも見ぬたきと爰ハ手襖掛る
伴男と對へ其外に宮中に仕るわざある人どもを云れを
大御食に仕る采女を専ら指るなり

手襖掛伴男 考云襖を掛て仕奉るは忌部などもある
こゝは大御食造に仕奉る膳部と指すと見ゆ○後釋云大
殿祭祝詞に皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴
緒襖懸伴緒乎云々とあり爰も此に同じ

靱負伴男劔佩伴男 後釋云後世の六衛府の類の武官と云
なりさてこゝは四の伴長を擧たるハ多くの中にて少り
摘出て云ふ古之は例にて是に諸の伴長をあめたり次、文
にて知るべし○今按に講義に比禮挂伴男ハ采女にて天、
靱女命。手襖挂伴男ハ膳部にて天、日鷲命。靱負伴男劔佩伴

男は天、押日命天津久米命にて樞原宮にては大伴氏物部
氏なる事など詳に云り文多ければ今は略て大意のみ擧
ぐ

伴男乃八十伴男乎始也 後釋云八十伴とハ百官をすべ云
なり後世の文格とて思へばこゝは伴男といふ事餘り
て聞ゆれども凡てあくさまに言と重ぬいふぞ古文のわ
やなりける乎始とと尤上に云る如く伴男ハ部の長とい
ふ稱なる故に其部々の長々を始ととして其下々とて
いふなり此詞にても長なるを知るべし
官々爾仕奉留人等 考云官省寮司の下に在る諸部の者ど
も迄と云○後釋云官々は即ち上の八十伴なり仕奉る人
は其長々の下に屬て仕奉る官人どもなり

過犯家牟雜々罪乎 後釋云過とハ殊更に心もてなすには
あらし覺えず犯すをいふ凡て罪とある事歟知りあがら
殊更に心もて犯す事はうちまかせてハあるまじき事な
ればなだらうにたゞ過と以へるハ面白きことなり犯と
ハ慎みてすまじきことを慎まらず等閑に大ろりにするを
云ておほふすなり大ハおほふその意なまされば假字も
於なるべし雜々の罪即ち天津罪國津罪の種々なり○今
按に字鏡に憎憎也乎加志云々とあれば於の假字にハあ
らず然をばおほふとの意とは爲し難し言意ハなを考ふ
べし

今年六月晦之大祓爾 考云つごもりの日ハ月隱ツキカクレの日ちふ
言にて月立の日に對ふ言なり此とつごもりの日ちふ

いふは常詞なり雅言にばつごもりの日つきたちの日と
いふべきなま○後々釋云晦日と無ければたゞつごもり
の大祓と訓べし云々今年六月晦日夕日之降とある所は
必ずつごもりのひと訓べき事にてこハ大祓の日にいふ
あれば晦の今日のと以ふ意なりさる故に日字あるなり
始のにハ無きとつごもりの日とは訓むまじき事
知られとり

祓給比清給事乎 講義云此祓はハラハと訓べし朝廷より
百官人に令祓ぬまふ所あるまじき事○今按に祓と考にハ
はらハハと約めあるなればハラハと云べくハラハと云
てハ下へ續らずと云ひ後釋にはハラハハ自らをるに云
ひハラハハ令祓ぬまて人にせしむるを云とてハラハと訓

きたりせれど或人も云る如く書どもにハ。ラ。ヒ。と云こと
ハ無くしてハ。ラ。ヘ。どのとあればなほハ。ラ。ヘ。と訓むを是
とすべし

諸聞食止宣 後釋云諸とハ上に擧云る比禮桂伴男云々官
官に仕奉る人等をすべて指すなりさて大祓詞を此次高
天原爾といふよりぞ始にて是迄の二段ハ祓の詞には非
ぞ百官の大祓の時別に加へてまづ初に宣る詞なり此二
段にはたゞ官々の事をのみ云て天下四方國などいふ詞
なけば別は百官の大祓の時の詞なること著しうくて
此二段の内に天皇朝廷爾と云より一段ハ文殊に古くい
とくめてたしこれ上代に百官の大祓の時加へて宣た
りし詞なるべしきまば此段の文の古きを以て百官の大

祓も上代をさありけむ事を知るべきなり但し今年六月
晦之と云ふ言ハ後に二季の大祓の定まりたりし時に加
へたるなるべしさて又集侍親王云々諸聞食止宣とある
初の一段も其時に加へたる詞なるべしそもく此段と
初の段とハたゞ文詞の異なるのとしして官々をすべ擧
とるハ同じ事なりあく同じさまの事の重りて其文のい
たく異なるは此段は上代よりの詞をそのまゝに用ひ初
の段も又後に加へたる物なるハ故なりさて高天原爾と
云より下の祓詞は諸國の大祓の祝詞なるを朝廷百官の
大祓にも兼用ひられたるものなり○講義云親王諸王諸
臣百官人の号の出來て其時に加へらるるなるべし然
る號の改りてハ其後號とのと用らるべきに然かすがに

美しき古文の世に廢れむ事と厭て重複るまゝに用ゐ馴
れ來るなるべし○是を二段ハ宣命なり次なる高天
原爾以下ハ祝詞なり此宣命と祝詞とを合せて百官に宣
聞と事ハ神祇令に中臣宣祝詞とある義解に以告神祝詞
宣聞百官とある如し

八百萬神等 記傳云數多き至極を云へり

神集々賜比 後釋云都度比と都度閉ハ自他の差にて都度
比ハ自ら集ふなり古事記に都度比と注したるハ八百萬
神みづから集へると云とあるなればなり都度閉は令集
の約りにて他と集ハくむるなりこゝハ詔命を以つと
ハくむるといへば都度閉なり

我皇御孫命波 後釋云我ハ皇神たちの我なり○今按に講

義には我大君などいふ我は同じとあれど予ハ猶後釋の
説に従ふべくお不ゆ

事依 後釋云字の如く事を寄となり言ハあらず

如此依志奉志國中爾 後釋云この祝詞の中に國中と云る
に二あり一ハ俗言に國中と云ふ意にてこゝハろれなり
久奴知と訓べし今一ハ四方之國中とあるハ四方の國
の中央の意なり其事はそこに云べし

荒振神等 考云荒び伊知速びて惡き神たちをいふ振ハ其
ゆりさまをいふ辭なり

神問志爾云々 後釋云神掃云々ハ荒振神に係り神問云々
ハむねと大穴持神に係り然れば云々神乎波神問志爾
問志荒振神乎波神掃爾掃といふべき事なりたゞ荒振

神等とのみあるハ大穴持神も荒び玉へる如聞にていふ
がなれども語を省きてかくも云べきにや○考云右の事
どもはすべて神代紀に經津主神武甕槌神を天降し給ひ
て大名持命に問はせ玉へる天神の御言に高皇產靈尊欲
降皇孫君臨此地故先遺我二神驅除平定汝意如何當須避
不_レとある是まりりくて大名持神言代主神とち此國を天
孫に避奉り玉ひしるば天下の荒ぶる惡神を悉く拂平け
て右の二神天に歸言申し奉れり
天之磐座放考云天にははくま_レ高御座を離ちてか_レ磐
ハ固くして常あるに取る○後釋云御孫命の御自らの御
上よりいふ時ハ放ハハナナ天降ハアマクヨリと訓へ
こゝハ下に依志奉支とありて皇祖神の詔命とて天降

らしむる方より云なれを放はハナレ天降はアマクダシ
と訓べし然れば放もハナナと訓べきが如くなれども天
之八重雲乎云々は皇御孫命の御上を直にいふ語なを
うきと同じく放をもハナレと訓む方穩なるべしさて天
降しと云にて皇祖神の詔命もて然せしめ玉ふになるな
り○今按に後釋にハ云ひ又正訓も然訓をたれを之に由りてあ
るべきなり
伊頭乃千別云々後釋云伊頭ハ稜威なり○後々釋云漢書
に稜威憚乎鄰國注に神靈之威曰稜とありこゝは皇御孫
命の天降り玉ふに供奉の神等ハまゝ有て御勢の嚴めし
き様と云るなり千別は書紀に書をたると如く道を排きて

行くなり

四方之國中登 考云これよりは神武天皇このかゝの御代
を申せり下の條々も然り○後釋云四方乃國中ハ天下四
方の國の中央なり○此ハ神武天皇よりの御事なれば即
ち其大御代より云ならへる詞あるべし

大倭日高見國 考云大倭ハ今の和國にて古の天皇の御
代々々此國を官所とし玉へる事と云あり○後釋云日高
見國と云山遠くして平かに廣き地と云なり山の近き所
にてハ山と空の日との間近く見えて日を見ること低き
を打晴て廣き地は山の遠た故に山と空の日との間遠く
して日の高く見ゆるものなればかり大和國の中央と廣
く平なる地なるをもてある云へり

下津磐根爾 今按に是より安國止平けく所知食武といふ
迄の文ハ祈年祭の下に云まば今注せざ此外も前に出と
る詞どもは凡て再びハいはざれば全篇を見わたして心
得べきなり

國中爾成出武云々 考云古事記に伊邪那美命人艸一日絞
殺千頭とのれまへれば伊邪那岐命吾一日立千五百産屋
と宣へり之に依て世人ハ死ぬるより生るゝお多ければ
益人といふといへりさて此人は此國の人を云ふれどを
の本天神の生たまふ由なれを天之とほめ云あり○後釋
云天下四方の國々の内に生るゝ萬民と云なり○執中抄
云或云神代に天死なども無て生れし人悉くなおらへ
居やうくに其數の益す故に人と益人と云る也と云り

此説の如く神代のみならず上古ハ大概ふくの如くにて
夫婦二口の家いつか子出来て三口四口にも成り其子
また妻どひして子出来つゝ戸と分つまゝに年月はそへ
て人數益となり○今按に益人といふ由は考の説にて聞
れたれど執中抄の趣も面白ければ引出つ

過犯家牟 後釋云諸は罪條の中よのおのづからなる穢又
かのづらなる災などもあるを彼過犯とは云へからど
るに似とまどもこゝ波然委えく事と分けて云べき所に
尤非まば姑く過犯せる罪に付ても云べと又おのづら
なる穢災なども其身こそ過犯したるにはあらぬ他より
いへばそれも同じく過犯せるなり○上に所知食武云々
成出武云々と云る武は後とりけたる辭あるにこゝには

家牟と云るケム。尤過去事といふ詞なればりの武と相
叶はぬお如くなまど然らず必ずりくあるべき語なり其
故は先ずべては後の御代々々までと掛て云るなれば武
と云べし其中に此罪と過犯すは其間大祓の時々に當り
て其時よ過犯したる罪を云なれば將來をりけて云ふ中
なからも是は必ず家武と云べき理なり但しけるなるな
ど尤云はずしてケムと疑ふハ凡てハゆくさきと豫めい
ふ中おれをかり

雑々罪事波 後釋云雑々は種々にて即次ある天津罪國津
罪を先づ一に合せて云なり

天津罪止 考云この七の罪を須佐之男命の犯し玉ひし罪
なるをもて今國人の犯せるも其罪乃類とば天津罪とい

ふ○後釋云止た登天といふ意ありこゝに常に云ひならへる由ともいふ故に止天と云なりと云てと云ひむお如く○講義云天津罪との經營の業を害ふと以て罪とし國津罪た身體の上と過つを以て罪とする所にして此二を並べたる中に天津罪の方は國津罪よりは今一層重きものにして天津神の殊に惡ませ玉ふ所なりける云々
畔放 考云阿の田と田との間の堺とく又水を貯ふる料もを取放ちて界をみとり水をも湛へくめぬなり
溝埋 考云溝を遠く水を引て田にかけむ料なると埋めて水と引べき由無らくむる也
樋放 後釋云この樋の溝にまれ池にまき構へて常にた板もて塞きて水を貯えへ置て其水を田に引用ふべき時に

かの板のせきをば放つ事なるに水を用ゑき時に放ち漏して田の水を溢れしめ且用ある時のたぐへを失えしむるなり

頻時 後釋云くさへ重かる意にて一度時置たる上へ又重ねて時くを云なり

串刺 考云串を多く隠し刺て下立難からくむるあり田の中に穢串など多くあるに下り立てを必ず足を害ふ事なり今もくこの田には穢串ありとて田人の心すれど猶あやまりて惱めお多し○今按に講義に口決纂疏もどに刺串て争ふ由に云るを採れり此の古語拾遺の説にも合ひて古きお如くおれどおほ信ひ難く考の説に依るべくおぼゆ

生剝逆剝 考云生剝は生かぬら其皮と剝ぐあり逆剝も同じ事なるを重ぬ云るハ文の勢なり生剝の逆剝と心得れを疑あらじ○古事記に穿其服屋之頂逆剝天斑駒剝而所墮入とある是あり○後釋云逆剝とハ凡て獸の皮と剝ぐハ尻の方より逆さまに頭の方へ剝もて行く故に云なり○講義云拾遺に逆剝生駒とある如く生てある駒の皮を逆さまに剝なぬら其任に生せ置て苦しむるを云あり
屎戸 考云古事記ふ於聞食大嘗殿屎麻理散と云り○後釋云戸は借字なり久曾閉と訓べし閉は閉理の理を省ける言なりゆくさまの理と省く例多し日並知と申す御名をひかめいと申すお如くして屎くりとハ古事記に屎麻理とあると同じ事にて屎をするを云ふ和名抄に痢久曾比

理乃夜万比また放屁倍比流とある比理と閉理と通音にて同言あり云々

許々太久乃罪乎 後釋云許々太久といふ事をまきだくこきはくこゝだくなど様々に云ると万葉に字ハ多く幾許と書り物の數の多るを計らざして大凡にいふ言なりこ、に許々太久の罪と云は大祓の時に求むるに右の類の罪どもと万民の犯しとるお多くあるといふあり天罪の條目の猶外にも多しと云にはあらずさてこれは委しくいはゞ許々太久乃罪出むそれをば天津罪と宣別けてといふ意なるを出武といふ言をば爰には省けるなり國津罪の所に^{出武}とあるに准へて心得べし
法別氣豆 後釋云法ハ借字にて宣別なり大祓の時に民と

もの犯したる罪どもと求めて多く出たる中に右の類の
罪どもとは別にしてこれくえ天津罪といひて分るを
いふ

國津罪止八 考云下つ國人の犯せるを別け云のみ○後釋
云天津罪を分けいふに付てそれに對へて其外の罪ども
と國津罪と云るり止八は天津罪の方への止との云て
爰にはるく云るはまづ天津罪を宣別けてさて國津罪と
云は某々といふなり

生膚斷死膚斷 後釋云こへ生ける人にもあれ死屍にもあ
る其膚に疵をつくる穢を以て罪とるなり人の身を傷
ふ惡行の方を以て罪とするにはあらず云々斷え切るを
いふ今世に聊にても疵つくる事を手を切る足切るを

といふ是なる必しも切斷つ事にあらす

白人胡久美 後釋云和名抄に白癩人面及身頸皮肉色變白
云々之良波太とある物の類その外世に白子といふ物を
どの類を云ふべし胡久美と同書に癩寄肉也寄肉和名阿
万之々一云古久美とある是なり阿万之々ハ贅肉なり又
その次に擧たる阿贅懸疣なども同じ類ありあくて此類
ハ汚れた物なる故に穢を以て罪とするなり云々被物を出
して穢へばその穢の清まる也○今按に龜相記といふも
のに白人白禿白癩古久美瘰腫之類といへり

己母犯罪己子犯罪 後釋云古事記仲哀天皇大祓の所に上
通下通婚とある是なりさてたゞ母たゞ子と云はて二
ともに己おと云ふ彼次の母與子犯罪云々の母子とえ同

じからざることを顯はせるなり○此の五の犯ども皆
慎みて爲まじきわざなる歟慎まざらば大よそにそるなきは
固より犯すと云べきなり常に婦人は交ことを云とハ意
ばへ異ふ

母與子犯罪 後釋云まづ一人の女に娶て又其女の前に他
人に嫁て産ぬる女子のあるとも後に犯すなり母とは其
女子に對へていひ子とハ其母に對へて云るにて己が母
己が子に非ず上條に己と云るにて是は己が己はあら
ざる事あらハなり

子與母犯罪 後釋云上なるハ先母に娶へるハ犯ふ非ず
て後に其子とも連ねて姦くるが犯なりこハ先づ子に
娶へるハ犯に非ずして後にその母にも姦くるが犯なり

されば此二條ハ先後のぬがひのみなれば合せて母與子
犯罪とはみ一いひてもあるべきを分けて云るハ古
文のあやにて母と子とを上下とに置換たるのみにて
其事の二に能分れて聞ゆるは後世人の及をざる文なり
心をつくべし

畜犯罪 考云古事記には馬婚牛婚鶏婚犬婚などあるをこ
ゝには略きていへる歟○後釋云畜は氣母能と訓べし云
々氣母能ハ飼物の加比を約めて伎なると氣といへる
り伎と氣とは殊に親しくて常に通ふ音あり毛物の意に
はあらじ六畜は人の家よ飼ひおく物なれば飼物とい
ふなり

昆虫乃災 後釋云昆蟲は波布牟志と訓む雄畧天皇の御歌

にも波布牟志母とあり蟲は這ふ物なる故よすべて蟲を
然云なり鳥を飛鳥といふに同じ云々さて此より三條は
災を以て罪とするなりさて此蟲の災の事は書紀神代卷
に昆蟲の災異と禁厭といふ事見之大殿祭詞にも波府虫
乃災無久と見之十種神寶の中に蛇比禮蜂比禮などのあ
るもそまを拂む料なり上代にた民の住處野山に雜り
るりりそめなる構へありるは蟲の害多かりしあるべ
し
高津神乃災 後釋云高とハ空を云たゞに高くといふにハ
非ださて高津神とハ雷と云なるべし又世俗に天狗とい
ふ物に取らるゝなども高津神の災と云べし虚空を飛び
ありく物なれを也○講義云禍津神の災と云義なるべし

御門祭詞ふ四方四角與里荒備疎備來牟天乃禍津日止云
神云々道饗祭詞に根國底國與里荒備疎備來物云々と見
えて根國底國より出来る由なるが右の二詞ともに自上
往者云々自下行者云々とありて空虚よりも地下よりも
往來する事なるがその天翔る方の多たに付て高津神と
ハ云なるべしあくて道饗祭詞に物と云るその物を万葉
に鬼と作るがその鬼は此高津神なり故に後釋に云々高
津神の中にハ雷なるもあり天狗なるも種々あるべたと
後釋にハ其一端を云きたるもの也○今按よ龜相記に霹
靂神也と注せりこハ後釋の説に符合れどそれのまにハ
限らじ又神遺方に母能々解の條に高神は氣あり獸氣と
相並べた也然まば今以はゆる狐憑キツチノキの類また憑物ツキモノとい

ふ類をも云るにや

高津鳥乃災 後釋云空飛ぶ鳥といふ意にてたゞ鳥の事なりさて此災は大殿祭詞に天乃血垂飛鳥乃災無久とある即是にて血垂へ上代人の家の家根の竈處の上の煙を出す所の名なりさればその上を飛渡る諸鳥の毒るとある糞またさらでも毒物など昨來て竈の上へ落し事と有て其毒にひたる類これ高津鳥の災なり○講義云怪鳥の家邊に群り來て妖をなす類を云なり鷲鷲などの小兒と掬と去る杯は云も更なり凡て人家に不祥を導く惡鳥など世に多き物なり其等の災即ち高津鳥の災なり云々○今按に龜相記に飛鳥怪也といへり講義の説を證すべしまた彼漢籍どもに見えたる姑獲鳥鬼車鳥鴟鵂の類なる

妖鳥の殃なども是る也

畜仆志 後釋云畜などの死するを多布流といふ斃殮殮をどの字と書けり多布志は令斃にて殺すと云さて是ハ其罪の名目に云るをまば世に人を殺したるものを人殺といふ類に依言に訓べしこハ如何なるわざにかさだかあらねと思ふに上代人家に養へる牛馬などと忽ちに斃れしむる術など有て行ひし事ぞありけむそハ其主を恨み憤る事などありて仇なふしわざなり○今按に講義よ牛馬殺して邪神を淫祀ことの有けるかるべしと云れど後釋の方穩あるべし

蠱物爲罪 後釋云字鏡に蠱万自物とありまじき物之意にて人呪咀ノロヒコトふと其搆ふるわざなり云々蠱物の罪と云

はどして是にのみ爲といふ言を加て云る故はたゞ蟲物の罪とのみにては人にまじものせらまたるも災よて罪なるに紛ふが故なりさて畜仆志と是と一類にして此二は上なる姦の類とハ罪のさま異なる故に中間に災の類の罪と隔てゝ爰よは擧たるなり○今按に龜相記に厭魁呪咀と註せり

許々太久乃罪出武 後釋云こは罪の條目の多きを云にハあらず大祓の時國民どもの犯したるが多く出むといふなり出武とハ古事記に種々求とある如く大祓を行ハまむとて先づ國人どもの犯したる罪を探り求むるまゝに多くの罪どもの顯ハれ出來らむと云なり今の俗語に吟味すれば出て來るといふ心ばへなり○今按に罪と云

は悪行乃みならず汚穢また災異などをもいふこと委しく後釋に見ゆたり又その穢を罪とするは災にまれば病にまれば清々くき身清々くき心には受ること無く諸の姦も清く正しき人のかす所に非ぞ畜仆志などの悪行もその身心ともに穢るゝにあらざれを行ひ難た事なり然れば祓は其罪の元因に付て行ふ事なるが故に其發端ある汚穢を以て主とする由講義に云へれど文長ければ今は引出だ又この事ハ前に云べりりゝを漏したまはこゝに記せり

天津宮事以豆 後釋云天津宮事とは高天原なる天照大御神の朝廷にして行はせ玉ふ儀式に倣ひてそれ如く行ひ玉ふ事といふ云々天津管會天津祝詞などあるもかゝる

種々の物も天津宮にて用ひらるゝ物に准らへ依る由なり

大中臣 考云天兒屋命より始めて神事ヲ掌る官といふこれ神と君との中を取りて宜しく申請ふ由なり大中臣と云ふは先づ天皇の大御事にかゝるとばとべて大某といふ例にて云々神祇官にて直に神と君との御中と奏請ウケマツ故に大中臣といふなり此中臣の職天兒屋命の子孫古くより傳へ來て遂に中臣氏と成ぬさまと此詞ふる大中臣ハ神事に預る職に就て云のみ

天津金木 考云天津とは其もと天津神事なれば崇みて云々次々にこの類多し金木の金ハ借字にて握ツグ之木也つゝなきハ若木の大きうらせ手に取るばかりなるといふ且

それハ本末を切たると集めて中を結ひて物の置座とするなりとて金木と若木なりと云は齋明天皇紀に兵盡前役ツグ以ツグ棹ツグ戦ツグこれ若木と棹とせしなり孝徳天皇の御歌に可郡郡紀都該阿我柯賦古麻とよませ給へる是なり小木を馬の足に結付て絆とると云○後釋云文選東方朔ハ文に以ツグ筵ツグ撞ツグ鐘ツグとありて注に筵ツグ小木枝也と云りさて考につゝなきのつを略きてふな木といふと云れたるは本末違へり齋明紀に棹ツグを都加奈紀とよめるハ握ツグ加奈ツグ伎ツグと云ことにて手に取持て戦ひなどする今世の棹ツグなり云々加那伎ツグハ細木のすべての名なると其中に手に取持つツグな木と握ツグりな木の意にてつツグな木といふと云なり

本打切末打斷氏 考云うの若木の本末を切捨て中らのよ

きほどを物乃置座に依ると文にかく云り○後釋云切も
斷も同事なるを言を替ていふハ文なりて此次に置座
に造るふとを云はせハ言足らぬ如くなきとも造ると云
ずしてぬぐに千座置座爾云々と云續けたるは古文のさ
まなり

千座置座爾 考云置座ハ右は金本木なり木工寮式の八座置
四座置の條に以木爲之長者二尺四寸短者一尺二寸各以
八枚爲東名稱八座置長短各以四枚爲東名稱四座置とあ
るハ其頃ハ割木を用ゐるとるか上代には楮木を用ゐるとり
し故にいな木とは云りそれど此式に依て上代の置座の
形を知るべきなり○後釋云置座は人々の出しふる祓物
を取集めて居置く臺なり千座は置座の數の多きをいふ

木工寮式に記さきたるは後の事よてたゞ其形ばかりと
殘せる物なるべし○講義云次ある八針爾取辟豆の下に
も拂ふことを云ハては足らぬ故省けると同例なり○
千座ハ置座の上に載置く祓柱ハラツツモの名ある故知るべきなり
四座置八座置をその置物を四座八座並ぶるといふと
きは四も八も千も數名なり然らば如何なるを一座とい
ふといふ時は古事記に取國之八奴佐とある奴佐にて天
武天皇紀に五年八月詔曰四方爲大解除用物云々且毎戸
麻一條とあるをこれにて此は荒世和世の代なり然れば四
座八座千座は四人前八人前千人前など云はむ如く
ぞおわたる然ると罪の多き者などにたうの數と多く
負するあとなる故に神代紀は科千座置戸之解除古事記

に負千位置戸など記されたるなり

置足波志ト 考云置足波志とは其贖物と云と多く置く由
なり神代紀に科之スニチ以千座置戸チ遂促ニヒスハナク徵矣使拔テ髮以贖其罪ト
亦曰拔其手足チ爪贖之ニ已而遂降焉トとある是なて後世には
罪の重き輕きに依て祓柱と出さずるに上祓中祓下祓な
ど云て其贖物の數に多少あり委しくは格式に見ゆ○後
釋云置足波志とは置滿るを云さて祓物と云はざるは置
は何物とよくにり聞之難くと思ふ人あるべけきと上に
許々太久乃罪出武とあるにて各々其祓物を出す事ハ云
ても聞えられればおのづら其祓物を置くこと、聞ゆる
は古文なり

天津管曾乎 考云管は笠よとる管も同じ是を祓に用るし

尤萬葉に木綿手次可比奈爾懸而在天佐々羅能小野之七
相管手取持而久堅之天川原爾出立而潔身而麻之乎また
其佐保川爾石爾生管根取而志努布艸解除而益乎また神
樂歌に奈加止美乃古須氣乎佐紀波良比伊能利志古登波
などあるこの割たる管次手に持取て塵などを掃ふが如
きわざと古はせしなりけり○後釋云曾ハ佐乎の約にて
緒なる物を何にまれ云ふ名なり其佐ハ眞に通ひて眞緒
の意なりさて麻をもと云て某麻とくハ麻ハ主と緒
に用る物にて即をとも云に同じ是にて曾は佐乎なる事
を曉るべし○今按に此管の事古書に見えずと考に論
はき後釋には管曾を取持つ事は既く止てふありなる
べしと見え講義に舊式は管なりつらむと麻を易用らる

たらしむも知可うらずと云ひ執中抄に此ハ被物にあらず
其身の穢を清むる爲に大中臣の自うら造りて持てるな
りとあり孰も臆測あるに似たまど龜相記に天上用菅今
用麻とあるに依るに講義の説に従ふべくおぼゆ

本刈斷末刈切且 考云金木と言に對へて云り○執中抄云
こまを本末をを捨て中のよき所を取て八針にとり裂く
なり

八針爾取割且 考云八ハ彌つにて菅と細るに割くを云ふ
そえ針にて割く物ある故に八針とはいふ刀を用るもの
と似く刀に切ると云に同じ○今按に後釋に針え借字に
て菅の葉を數條に割く由ならむとて考の説を取られぬ
と橘守部の山彦艸子に猶考の説當をりと云るまことに

然るべくおぼゆればそまに依てあるべし○後釋云此、次
に此菅を取持つ事を云ふべきも略けるは例の古文にて
上の金木と置座に造る事と省けると同じ

天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮 後釋云天津ハ天津金木天津
菅曾などの例の如く太ハめでたきを美稱いふ詞なり太
占太玉串など皆その意なり多布斗といふ言ももと太に
多とそへたるにて同意なり故萬葉歌にめでたきことを
とふとしとよめる多とさてこゝに云る太祝詞事ハ即ち
大被に中臣の宣る此詞を指るなり宣禮と云ふハ仰とる
言なれどもこゝハ仰するには非だ然まども必ずかく云
べき語の運びなり○今按にこの天津祝詞乃太祝詞事乎
宣禮とある文に就てハ古くより種々の説あるを何まも

信ひ難し予が考は別にあれどもは別に云はむと思へを
こゝには記さざれば後々釋は後釋の説を非として此宣禮と
あるは日入刺奴禮などいふ例と異なる由を云るは然
る事なきと禮を利の誤とせるは既に講義に辨へたる如
く甚じき僻言なり

天之磐門 後釋云天、磐門ハたゞ天津神のまします殿の御
門なり磐と云ふは上文なる天、磐座の類にて堅固き由の
祝言なり

所聞食武 後々釋云高尙つらく考ふるに天津神は天、磐
門を披き立出給ひて八重雲隔たる遠き道を道別に道別
て大祓はる其わたりれ高山の末に天降坐て聞食さむと
云ふ意なるべしざるを云々の所に天降坐てと云はざる

尤次に國津神は高山之末短山之末爾上坐互と云て天津
神ハ固り其處に天降坐てある事と云へて知らせたる古
文の功なり國津神の高山の末に上り給ふは天津神の天
降り坐てあるうらに其處に集ひ玉ひてこの大祓の祝詞
と諸共に聞食し入をむとてなるべし然れば高山の末云
々は天津神に附ある事かると國津神の方よ云ひて始は
は漏えて同詞の重ならぬやうに云なくたる尤妙なりと
も妙なり天津神の高山の末に天降とまふは天より近き
に便りふけまばなるべし然るうらに必ず國津神の其高
山の末に昇りまゝして諸共に此祝詞を聞たまひて力を合
せて世中の罪穢を拂ひ清め玉ふべき事なりうら〇今按
に此説頗る異様なきも實に天之八重雲を道別などい

ふこと聞食のそにハ少くいりゞに聞ハ又國津神の殊
更ハ高山短山に登り坐ハと云ふも如何なれば先づ此説
に從ふべくおぼゆ講義にも此説をば引りざれども似た
る説見えて天津祝詞を聞ハ上る時は天神地祇の先諾ハ
たまひさて祓戸神に達し玉ハ祓戸神等ハ其天神地祇の
聞食とに從ひて罪穢と祓へ清め玉ふ事となむおぼハた
るとあり

高山乃末短山乃末 後釋云高き所にては物のよく聞ゆる
お故なり又高山とのみにては足れるを短山とも云ハ
古語の文なり下なるも同し○講義云こハ高山ハ云も更
なり短山に至る迄もといふ意味なり○今按ハ短山と考
ハ於騰山と訓れたるハ後釋ハ辨へらまたる如く宜し

らず後釋ハ字のまゝにミヅカ山と訓れたるも卑をミヅ
カと訓る例あれば然る事ながら平田翁乃正訓ハヒキヤ
マと訓れたるぞ當て覺ゆるそハ式に短女杯をヒキメツ
キと訓める例もあり長タカきに對へてハ短をヒキといふべ
き理ふればなりと平田翁の云れたる由鍊胤翁云れたり
○りくて後に伴信友氏の中臣祓要解を見まば是と同説
見ハたり

伊穗理 考云伊穗理ハ雲霧といふ○後釋云俗言ハ煙など
のいふると云と同じくて凡て物のおほるにいて明なら
ざるといふ言なりいふがハおほるなども伊煩。伊夫。於煩
皆通音にて本同言なり万葉に多くおほるくいふせし
いふうしなどいふ言に鬱とも鬱悒とも書けりこハ雲

霧などの立隔りて鬱^{ホク}志きをいふなり

所聞食武 後々釋云國津神の高山の末に上りまを故え上に云るお如し後釋に高き所にてハ物の能く聞ゆる故なりと云れときを信^ヤられず國津神の能聞給はむとをらば被所に集ひてこそ聞玉はめ何の故にる高山の峰に上り玉ふべき然はみならず高き所を物のよく見ゆる事はあれども能聞ゆる事はなくさて高山之伊穗理を極分て聞し召さむと天津神國津神もろともなきとも國津神の方にのみ云ること高山の末に上坐と云ると同じ意はへにて天津神とを云はてこめたる古文の巧となり

如此所聞食豆波 後釋云氏波は而有^ア者の意にて波ハ濁音なり下るも皆同じ此詞万葉に多くして濁音の婆字を

書とり然るを後世にた氏姿といふ事を聞なきぬ故にみる婆と清^スて而^ハ者と一つに混じたり波を清む時は而者の意濁る時と而有^ア者の意にて差別ある詞ぞか
罪止云布罪波不在止 後釋云罪といふ罪の限りの罪ハ一も残らず悉くといふ意なり不在止ハ皆消失して残わらじなり

科戸之風 考云紀に曰我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉乃吹撥之氣化爲神号曰級長戸邊神亦曰級長津彦命是風神也といふをもて後にしかどの風と云り○講義云科ハ息長なること風神祭詞に云るお如くさて此詞に續けると以て思ふに神名の志那都比古神また級長戸邊命の都も戸も共に處の義なるべくお平へとり云々此に科戸と

云るそは級長處あるがその級長處ハ何處を指て云なら
むと年頃思ひ度りつるに漸に思ひ得たりさて級長戸の
風のと云れば風の名にわらず風と成へき氣と級長と云
ひ其迫りて動き進むと進む風と云るなるべき云々科
戸はたゞ空虚と云ならず氣の往來する脈と云るがそれ
より風を起し動も天地に互る所の謂なるものなり云
々○今按ふ原文猶比と長きと今は思ふ由ありて凡て省
けて又龜相記に谷風とあれと信がぬ
天之八重雲乎云々 後々釋云八重雲といへ幾重にも重れる
雲と云りその重なるを放れくになるやうに風の吹放
てばおのづから消行くもの故に吹放事之如久とは云る
なり雲をば放つといひ霧をば拂ふと替へていへるも詞

のあやなり

朝之御霧夕之御霧 考云御尤真に同じくて或はほめ或は
ものを強くいふ辭ともなぬこゝの深き霧の由にて強
く云なり

大津邊爾居 後釋云大津邊ハ大つのべと訓をあゝあらぬ
と猶おほつべとよむべし居は泊り居ると云

舳解放云々 後釋云泊る居たるほどの舳艦を繋ぎ置たる
を解放つなり押放ハ押し放ち出すなり

大海原 今按にこと正訓にオホワタノハラト訓きたるも
さる事なれど猶後釋に依りてホホウナバラと訓むるた
穩に聞ゆ

彼方之繁木本乎 後釋云彼方は俗言にわなたといふ事な

り凡てをちこちハあちこちといふ事にてもと彼是の意
なるを遠近とも書くは未なりさてこゝに彼方之といへ
るはたゞ打見渡したる所を云ひてあなれといふことな
り

燒鎌乃敏鎌 考云燒鎌といハ燒て刃をなす故にいふ万葉に
夜伎多知遠刀奈美乃勢伎とあり敏は利をいふ砥にあら
せ○執中抄云科戸之風より打拂事之如久まて尤罪と祓
ひやるの譬なり○後釋云こゝにかくの如く大方同じさ
まなる譬を四、まて重糸て舉たる事は祓によりて罪穢の
除き清まる事の速に残りなき事を慥に顯えさむ爲に返
返す云るにや○後々釋云古文にハ一云むてもよき事と
一對づ、二、いひてあやなく其心を深くする事ありといハ

續紀の詔に汝等清支明支正支直支心以互とあるを見て
も知べし清心もちてと計り云て理ハ聞はれたる事なるを
清き明き正き直きと一對づ、二、云へり爰なるも雲霧を
風の吹掃ふ事と船と海に押出し木本と鎌もて打掃ふ事
とと一對づ、二、に云るにて全く同じ事ぞかゝ○今按に
講義にこの四の譬と天津宮事以互云々とある其事を行
へる徴驗と釋したる物なりとて委しき説あまきと今は舉
げず

遺罪波不在止 中臣祓要解云上に罪と云ひ罪爾と云ると
言重れどりくいふも古語の一格なり又上にハ罪止云罪
波といひ爰には遺罪波と云る上なるハ神等の聞食納受
る、によりて失るを云ひこゝなる尤遺なくある譬をり

いふ故に遺罪波といふなり

祓給比清給事乎 後釋云この事は諸人の犯しとる罪事と指して云なりたゞ軽く添て云ふ事にあらざる是を罪事と見ざれば下の大海原爾持出奈武また可々吞玉武など云るに叶はず○講義云朝廷より此祓の事をなし行ひ給ひ官々の人等より始めて天下人民の罪を祓は玉ふと云り○今按に此詞は上の所々に見ゆる如く言と省きて自らその意と知らせたる事多し凡て此心得を以て讀むべきなり

高山之末短山之末 講義云天神國神もろとも高山の末短士の末に集ひ坐て聞食すといふが如くなるがそれよりして祓戸神等の次々に其罪穢を受取り玉ひて根國底

國の方へ祓却りぬまふなりかゝれを此る高山の末短山の末は上なると同し所なるものなり

佐久那太理 今按に廣瀬祭詞に云り

落多支都速川 後釋云支の下に都字落たり多支都と云へば下へ語續かず故に今補へり私の本どもに瀧津と書り万葉に落多藝知流るゝ水のなどあり知といひ都と云ふ差へ用言へ續く時へ多伎知といひ體言へつゞく時へ多伎都といふ爰へ速川體言なれば多伎都と云ふべき例なり○講義云速川の瀬ハ川の急流なる速瀬を云なり瀬織津比咩 後釋云瀬織ハ瀬下にてりの伊邪邪岐神の於中瀬墮迦豆伎たまふと古事記にある意の御名なり倭姫命世記に荒祭宮一座皇大神荒魂伊弉那伎大神所生神名

八十柱津日神也一名瀬織津比咩神是也とあり云々禍津日神を瀬織津比咩と申すはかの始めて中つ瀬に降ふづき玉ふ時に生坐る故にてこゝに能叶へりさてこゝに祓物に負せて流しやりたる罪穢をまづ受取り給ふ神なればうの中瀬に下りて泉國の穢をまづ滌ぎ玉ふ事によく當れり

荒塩之塩乃八百道云々 考云荒の荒山荒野に同く世はなれて生なおらある物を皆いふなり塩の潮なり字に拘はらず八は二とも彌の意なり○後釋云八百道は潮道の多くあると云ふ四方の海の内には爰にも彼所にも許多の潮道あるべし八鹽道と上の塩の八百道と承け重ねて云るなり上には八百といひて是に多々八とのと云

るハ事違へる如く聞ゆ免れども八とのみいふ時は八十にも八百にも八千にも涉りて廣ければ八百の鹽道と云に同じきなり八百會とハ八百の鹽道の集り合ふ所といふ方々の潮道より流き來る潮の一所に集り合ひて海底に卷没るゝ所なり

速開都比咩 考云古事記に伊邪那岐大神生ま水戸神名速秋津日子神女速秋津日女神とある是なるべし○後釋云こはかの御禊の段に生坐る伊豆能賣神なると云々即ち速秋津日子速秋津日女と同神なり秋ハ明の借字にて明ハ御禊に依りて清まりたる由の御名なりさて速秋津日子速秋津日女二柱神ハ古事記に水戸神とあるをこゝに鹽の八百會に坐ると云ふは湖之八百會ハ此顯國の海上の堺

にて根國の方へ潮の没行く戸口なれをこれ亦彼方の水戸なり

持可々吞玉武 考云持ハ軽く添たる言なり神代紀などに例多し可々尤其水を吞む音を云りすべて吞食ふ物の音をうぶいぶと吞むおりうりと喫むなどいふ類多きを思ふべし

氣吹戸 後釋云戸は處なり處を斗といふ例多し氣吹戸とは此氣吹戸主神の諸の罪穢を氣吹きやり玉ふ所の限りと泛く云るにて始め祓物と川に流し棄る處よて終に根國よ至るまでの間に廣く渡る名なり坐といへるは氣吹戸といふ所の一ある如聞ゆれども然らすと上乃二の例のまゝに坐と云るにて別に然云ふ所の一つ有

るにあらざ○講義云氣吹戸は第一の譬に科戸と云るをまど一にて天にも地にも上に毛下にも物を氣吹送る風の脈を云るなり然れば高山の末短山の末よて真回垂に落瀧つ早川より大海原よ持出るも水の潤下る性に依るといへども此神の氣吹處よて氣吹送るに因り又大海原より根國に運ひ送るにも此神の氣吹に依る事水をも浪をも風の心に任するを以て知るべきなり云々

氣吹戸主 後釋云倭姬世記よ多賀宮一座豐受大神荒魂也伊邪那岐神所生神名伊吹戸主神亦名神直日大直日神と見ぬたり多賀宮ハ伊勢外宮の別宮なりこれと豐受の荒魂と云るは心得ねど氣吹戸主神と直毘神なりと云るハ必ず古き傳説なるべしこゝに正しく叶ひていと貴し○

講義云氣吹とハ大空の氣と振動あるを名なると以いふ時
ハ其神は風神なるべきが如くなれども云々氣吹こそは
風神の名ありけれ氣吹戸といふ時ハ其風の氣吹く所を
云るなきばなり○今按に此事予考あまきと別ふいふべし
根國底國 考云根と底とハ同じきを二いふハ文なり○後
釋云即ち黄泉國なす抑世中の禍事ハもと黄泉國よす起
り來ることなるを祓禊ハ其罪穢の凶事と本の黄泉國へ
歸しやるとわざにて此祓禊する事と天津神國津神の聞
食し納るれハ此段の神たち其祓ひ棄たる罪穢の凶事と
次第に黄泉國へ送り歸しやり給ひて世中の罪穢除こり
清まりて凶事無き是ぞ祓禊の旨趣なすける○今按に後
釋にるは祓戸神の功德の事委しく論はれとり今は略す

とする故に擧げざ本書は讀て知るべし

氣吹放氏武 後釋云氣吹ハ氣もて吹くなり放ち放ち遣る
なすさて速開都比咩には吞といひ此神には氣吹放と云
るも實に此異ありあるの吞給ふは顯國の罪穢の除こり亡
るあまきハ波沒失ふなりこの氣吹放たまふえ既に根國の
方に移りたると受て根國まで遣りたまふふれは其物を
御臭もて吹遣り玉ふなり此二ツの意はハ直毗神と伊豆
能賣神とに能く當れり

速佐須良比咩 後釋云佐須良比咩といふべきを比一つ足
らざるは凡て古言にゆく同言の重なるを一つ省く例わ
り旅人をタビト留とトマルといふが如し○今按に御鎮
座傳記に伊弉諾尊到筑紫日向小戸橋之檉原而祓除之時

云々亦洗鼻因以生神号速佐須良比賣神與素盞鳴尊合力
座給也とあり執中抄に引る伊勢國尾崎神社記も素盞鳴
尊御子也とあり此ハ御子にあらざ別魂と聞えたる猶
此神の事考あまきと爰には省けり別よ云べし

持佐須良比失^{ウツ}車 後釋云さすらひ失ふハ行方も知らず
成して亡び玉ふなり流離などの字を訓む其意なり俗俣
とも罪り

罪止云罪波不在止 後釋云不在止祓給清給事乎と次の語
どもを隔て續く詞なり

高天原爾耳振立^ト云々 後釋云高天原爾との殿造を云と
て高天原爾千木高知と云に同じ意にてたゞ高くといふ
ことなり必^カししも高天原まで至る由にはあらず

馬牽立乃 考云馬ハ耳の獸にて耳疾き故に神等の疾く聞
たまふ由にて祓に用ること下の神賀詞に馬を擧^ト耳の
彌高爾云々とあるをむかへて知らる云々

夕日乃降 後釋云夕日之降とは夕つ方をいふ降を久陀知
とよむ古語なり朝にすることには朝日之豐榮登爾とい
ふ朝夕の事とある云は古の雅言あり○今按に新庄道雉
の大祓略解といふ物に天武記に大祓用物云々祓柱馬一
匹云々三代格に大祓料物云々馬一匹云々と見ゆぬれば
馬も祓物に出を事なれども外物と同く千座置座に置
物にあらねば取分けて爰に引立る事を云るにやあらん
といへり此説然るべくおぼゆ

四國卜部 考云卜部ハ解除の事を執るなれば右の事畢り

て後その祓柱ハラヒツと川邊へ持出て流しやれと仰せ玉ふなり
又卜部ハ職員令の神祇官の下に卜部二十人と見ゆ延喜
臨時祭式に卜部取三國ト衛優長者イ豆五人壹岐とある
ハ皆神祇官の卜部なり數も令より式までひとし〇後釋
云卜部ハ考に云れたる如く三國よりこと出れ諸國より
出たることなしされば是ハ四國にて四箇國の卜部なり
四時祭式大祓御贖條に召中臣稱唯率四國卜部入云々宮
内省式ハ四國卜部等云々台記別記大嘗會中臣壽詞にも
四國卜部云々などあるをもて知べしさるにてハ伊豆壹
岐對馬に今一國は何國ぞと云に京にありを加へていふ
なるべし此一段ハ祓の詞宣畢りて別に卜部に仰する詞
なりこれとも引つゞけて中臣の宣るなり〇今按に四國

を後釋にハ右は如く云ハれ史傳にハ三國に常陸を加へ
たる也とある何れも由あれど龜相記に對馬の上下二縣と
分けて各一國とせる由いへり不審らぬにハあらぬぞ
若ハ彼家の古傳あらむを知り難けきは姑く此に據てあ
るべし又式の印本に四字の下に毛字あるに由て考ふ
も論あり後釋にも上の如く云れたまど此は衍なり貞享
本には無き由出雲本の校異に見えたり
大川道 後釋云祓物と流し棄て海原へやるにハ川ハ其道
なる故に殊に道とハ云るかり
退出祓却 後釋云退とは京より外へ往くといふ祓却ハ
神祇令に卜部爲解除とある是也さて此段ハ初なる集侍
親王云々の段と共に二季の大祓の定まりし時ハ加へら

れたる文なること論なし

東文忌寸云々 考云學令に東西史部云々義解云謂居在皇
城左右故曰東西也前代以來奕世繼業爲史官或爲博士因
以賜姓總謂之史也まの皇城は大和の皇居にて以ふ東西
とは東あるを大和國西なるは河内國に居ぬ仍て此東西
史をやまどあるふちのふひと、唱ふりり○獻横刀云々は
神祇令に凡六月十二月晦日大祓東西文部謂東漢文直上
祓刀讀祓詞所謂文部漢音也訖百官男女聚集祓所中臣宣祓詞
ト部爲解除今日の晚に先づ天皇の大御身に荒世和世の
御服を奉り大御身の長と量り御幣を撫坐など中臣また
中臣女仕奉りぬさて文部御庭に参りて刀と人形と奉る

て漢音の咒を申事終て百官の大祓はあるかり右中臣の
女宮主文部お事へ式まな諸記録どもに多く出たれば爰
には略きて云○倭文直ヤマトノフミナタへ應神天皇の御時百濟より貢せ
し阿直岐アチキお末也河内の文首オキトへ同御時同國より貢せし王
仁ニお末オモありかくて右の如く直と首との加婆禰と賜ひし
と天武天皇の御時共に忌寸をば賜へり○講義云應神天
皇紀に倭漢直祖阿知使主其子都加使主率己之黨類十七
縣而來販焉とある是は子孫也古語拾遺に至る後磐余稚
櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋藏之傍更建内藏分取官物仍令
阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部とある此
漸く異域者と史部に仕はせたまふ始かり云々天武天皇
紀に倭漢直河内漢直賜姓曰連又曰忌寸と見れたるを桓

武天皇紀には文忌寸元有二家東文稱直西文稱首と見
神祇令に直と首を東西に分てり又姓氏錄に文忌寸坂上
大宿禰同祖都賀直之後也とあり西文部を應神天皇紀に
遣上野君荒田別巫別於百濟仍徵王仁とありて王仁者是
書首等之始祖也と見えぬるをれなり

謹請皇天上帝考云史記の天官書に中宮天極星其一之明
者太一帝居正義に泰一天帝旁三星三公之別名○講義云
皇天上帝とは我古典に皇祖天神と記されたる如く一神
と指定めて申せるよははらば汎く天上の主宰を申せる
あり云々皇國にも古く此名を用ひて皇祖天神に當たり
そへ古語拾遺は爰從皇天二祖之詔また立靈時於鳥見山
中云々禮祀皇天と見え神武天皇紀に賴以皇天之威と記

され桓武天皇紀六年十一月甲寅祀天神於交野とある其
祭文ふ告于皇天上帝と見え文徳天皇紀の策命にも昊天
祭といふことあり是等へ古書に天津神と申せるに配ら
る字どもなり

三極大君講義云三台星と云るなり史記天官書正義に三
公三星云々爲太尉司徒司空之象主變理陰陽主佐機務云
々とある是也又太微垣にも三台星あり云々

日月星辰講義云辰を時なり書洪範に五紀四曰星辰とあ
る傳に廿八宿迭見以叙節氣とある其を云なり釋名に辰は
伸舒而出也とある伸と同一
星宿の運轉してあるをいふ
申也物皆

八方諸神講義云八方を方位に拘りて云に非は有と有也
る群神を總稱るにて我が八百万神やも八十万神とも云

に似たり

司命司籍 考云星經に司命司祿司危司非各二星云々右各
主_二天下壽命爵祿安泰危敗是非之事_一○天官書に四曰司命
六曰司祿索隱曰司祿賞功進士司命主_二災咎_一○今按に考に
祿と皆録と作り然きとも天下壽命爵祿まも賞功進士な
どあきを祿字なるべし但し司籍には録の方當きと未だ
司祿を司籍とも云るを見當らねば後日と待て正すべし
左東王父 考云老君中經に東王父者青陽之氣也云々在蓬
萊山○講義云師云十州記に扶桑地方万里上有太帝宮太
真東王父所治之處也とあり此太真東王父ハ太昊伏羲氏
なり云々雲笈三洞部に引とる老子中經東王父の條に名
曰伏羲とあり

右西王母 考云同經に西王母者太陰之氣也治崑崙之金城
○講義云西王母を諸書に太真西王母とも見えたるり太
真東王父の伏羲氏あるに准へて是即ち女媧氏にてそ有
ける老子中經に乾神号曰伏羲坤神号曰女媧と云り云々
○今按に右ハ平田翁の三五本國考の説と切めたる由い
へりさて猶多く説あきと今は凡て省けり委しくは平田
翁の著書とも見えて知るべし
五方五帝 考云五帝内座在華蓋下覆帝座也○今按に五行
大義に皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並天上神下治於世
次第相接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即明堂
所祭者也とある是なり此等の事平田翁の書どもに詳な
れハ凡て引出志あらむ人ハ翁の書どもを見るべし

四時四氣 考云各主る星あり○講義云春夏秋冬を主る神
なま云々四氣と彼四時相當に行はるゝ氣と云ふ春暖夏
暑秋涼冬寒ある時令と云かり云々○今按にこゝに猶禮
記月令なる大暉入勾芒春炎帝祝融夏黃帝后土中英少暉
尊收秋顯頭立冥冬とあるを引きこの五帝ハ四時の神に
て四氣は勾芒等の五神を云む此ハ五方五帝の時令と行
ひ給ふ亦名と聞にたりとあり猶委しきを繁を厭ひて畧
記せり

捧以銀人云々 講義云神祇令大祓に東西文部上祓刀とわ
る其なり古語拾遺にも上祓大刀とあてて人形の事ハ畧
けきども此文に依て著く且四時祭式なる大祓料物に金
裝横刀各二口金銀塗人像各二枚以上東西預と見に御贖料

物にも鍍人像二枚金裝横刀二口とあるも其料なり云々
請は神祇に請ふなり

捧以金刀云々 考云四時祭式に今云右講義は引る文こゝ
に金人銀刀をいえぬは文の略かること此式にて知らる
偕その晦日の晚文部階下に進て右と中臣女に付て奉
る天皇御氣をりけて下し玉へる等の事式記録等にあり
○講義云式に金銀裝横刀二口とある是なり

扶桑 講義云十州記に扶桑地方万里上有太帝宮とある是
にて皇國と外國より稱せる号あり文部の祖先は漢
種なる故に彼にいふ所を其まゝ用ゐるなり
虞淵 講義云其地詳ならず○今按に淮南子に薄於虞泉是
謂黃昏また文選吳都賦に虞淵日所入也とあり

炎光 講義云十州記に岑州在南海中有火林山々中有火光
獸云々とある是也

弱水 講義云書禹貢に導弱水と見之後漢東夷傳に夫餘國
北有弱水といひ谷川士清が通證に立中記云天下之弱者
有崑崙之弱水鴻毛不能載之と見ゆ但こゝ十州記に崑崙
云々在西海之成地北海之亥地地方一万里有弱水とある
よ依るるなきむ但こゝ此等は東西南北の遠地と大凡に云
ゑるなれを扶桑の如きは皇國に違なけれども其餘の所
在は甚不明なるものあり深く泥むべからず

千城百國云々 講義云四海の内平安なきとなり○考云こ
は文部が遠祖の時より傳まる文とを聞えず以て後に漢
國又は百濟などの巫祝が唱る詞に依て作りけむ皇朝に

由なきことなり云々後に此被を止められこゝといとく
めてたけれ○講義云こゝ何御代をり初りけむ其始詳な
らざれども漢家に古くより用ゑ來れる所を傳へて東西
文氏こと私に行ひつらむを己に拾遺と引ける如く履中
天皇御代より彼二氏内藏の出納主り又雄畧天皇御代
に至りて其事良盛に成て内藏大藏の簿を勘録する事に
て有るを其勢はた大く成つらむ故に何時と多く彼が
私事の混入て朝廷の公事のやうにはなきなるべし又
拾遺に今東西文氏獻被太刀蓋亦此之縁也とあるを思ふ
にそきより既くありと決し云々○此文漢轉をばら
甚古く雅ひて聞ゆれども彼に見合すべき文の見えざる
は彼に亡びて二氏に傳波れるならむ云々○今按になほ

漢武帝の頃に成れる文ならむも知べあらずとあきと固り證みく信ひ難けきを其説を載せど

○

鎮火祭 考云神祇令に季夏火鎮祭義解に謂在宮城四方外角ト部等鑽火而祭之爲防火災故曰火鎮と見えたりこは六月十二月晦日の夜に入て行ふ祭なり○宮城の外角ハ大裏の四方の角なり○講義云鎮火ハホシツメと訓むべしヒシツメとハ訓むべうらず大同類聚方三十一に保鎮と作り○公事根源抄に鎮火祭ト部氏の火火を打て宮城の四隅にて祭事あり火災を防む爲とふや此祭禮の間秘術多く侍る由承り侍る○宮城とハ大裏の外廓にて所謂外重なり京城とは異あり思混ふべからず京の外廓を總て京城と云て道饗祭ハ此にて行

る四方外角は禁秘御抄階梯に按公家被行四角四塚祭之時云々其四角者宮城四維是也とあるが如し云々ト部等鑽火而祭之とあるは今日大祓を被行て天下の罪穢の除こり清まる時に當りて更に清火に鑽改らるを云云なり○鎮火道饗二祭ハ四角四塚の祭といふ由公事根源抄に見えたり西宮記に四塚祭陰陽寮向四塚祭云々四角祭陰陽寮宮城四角祭云々天下有疫之時陰陽寮進支度とあるは天下疫癘の行はるゝ時の事にて常例とハ異なりと雖四角祭鎮火四塚祭と相並び行える、稱也ト但此二祭共に所なるを其頃はやく陰陽寮せよ移れる神祇令に依れるか但當昔有しト部云々考に此式ハ今本に大祓鎮火道饗と次て書ハ古の書体を知らぬ者乃わざなりとて次序を

改められたれども四時祭式も然じて先大祓次に鎮火祭
次に道饗祭と見え齋宮式なる野宮の六月祭准十二月にも
大祓鎮火道饗と次て全く今本の誤とも見えざれば従ひ
難きに依て今本のまに、閣つ云々

天下 今按するに講義に天下と云は水穗國と云との異な
る由詳に論ひたれど今は引出すべは全く差別なきにハ
非るめきと猶定め難き事のみきをなす

天都詞太詞事 講義云天神の太祝詞を以事依し奉り給へ
ると此國にて天都詞といふ語を上冠せて天つ祝詞の
太祝詞と云るなり云々さて其天詞の太詞ハ神伊佐奈
岐伊奈佐美命より以下事教悟給支以上の文なり云々○
今按するに此祝詞の文に依りて古傳説の本ハ神魯岐神

魯美の命以て皇孫命に事依し玉へる天津祝詞なる由平
田翁の説ありて古史徵開題記古史傳等に見えたり此實
に然ることなると今ハ大凡人も知りとめれば爰はハに
引かず猶此事は別に記せり

神伊佐奈伎云々 考云此二柱神れ上は神と云ハ祝詞には
例なければ神素戔嗚尊とも神カム天皇とも申す類の貴み言
也○講義云神は稱辭なるハ奇異なる謂なり下に付て某
神と云るハ常なるを上よ冠らせとるのみころあれ其義
に於て異なること無し

妹背 今按するに上古ハ男女相並ぶ時ハ夫婦にまれ兄弟
にまれ他人にまれ男を背とひい女を妹と云ひし事委し
く古事記傳に見えたる此ハ夫婦と云ふに同じ

嫁繼 講義云御合坐す事と云なり云々古事記に美斗能麻
具波比とあり美斗之御所にて其下に久美度爾爲興而生
子とある久美度は隱處にて夫婦隠り寝る身屋を云るに
て此二共に彼入尋殿の用を云るなれば嫁繼の斗もそを
云る事著けまば就處の義なるを云も更なり云々○今
按するに講義になほ此幽に一義ある由論へまど予の從
ひ難くお不ゆまば引かぞ
國能八十國云々 今按するに古事記には二柱神の生坐る
島十四島と一神代紀に大八島の生坐るに處々小
島ハ潮沫の凝て成まるなりとあるを此祝詞の傳ハ國々
島々皆生給へる物と一たり此傳々を考へ合せて思ふに
生給へる島も最多く潮沫の成れる島も多りりなるべ

きを紀記ハ其由ある島々の名を乃み傳へ此祝詞は泛く
諸の島々を生玉へる由に云ひて潮沫れ成れる事ハ漏
たるあるべしそは祝詞ハ固り稱辭と主とするものあら
を八十國八十島など最廣く大く云ひ述たるならむある
祈年祭の生島巫祭神の詞にも島の八十島とあり多くの
島々を合せていふなり八十の例れ數多きを大凡に云ふ
詞にて必ずしも八十に限れる
に非るの誰も知るか如え
八百萬神等 今按するに是亦稱辭にて多くの神等を云な
り古史傳に此と青人草の祖なりとせられたれど然決め
むは宜しからず此事は猶いふべき事あれど爰には所狹
けまば別に記すと待つべし
麻奈弟子 考云最末の子と云にて麻奈は眞之なりいと
始をまさき至りて末をますと云に同じかりけり

火結神 史傳云火は萬物と産成す徳ある物なる故に此神

乎火産靈神とハ申すなり

美保止 記傳云御陰なり云々記中の例と考ふるに富登と
は皆女に云れば男陰には渡らぬ名にや云々○今按ずる
に迦具土神の御陰とあまは男に渡らざと云ひ難く但し
史傳にそをナハセと訓れたまを予ハ然らしと思ふを猶
別にいふべし

被燒氏 記傳云夜迦延と訓ぞ古言なる凡て被燒被燒など
の類の禮と流とハ古え延と云ひ由と云り云々○史傳云
此神の御身やおて火にて其火やおて火産靈神なる故に
御保止を燒かれ玉へるかり

石隱坐氏 考云石隱之陵墓は巖もて造れば万葉にも石隱

とを石基にこもるともよめり○史傳云石屋を閉て幽居
ます由にて其ハ此度の御産の有状のいみじうらむ事を
豫て思ほし坐て其状と男神に見せ給はじとの御心いら
びなり云々 儲石隱てふ本義は如此にて此お始て有し事
内に隱をこと始りてそを石隱と云こと成り云々然る
を後の學者等其本義をば能くも尋ねず此に此大神の石
隱坐とあるをさへに其方に思ひなして太しき ○今按ず
漫説どもを云ひ合へる甚も慨く畏き事也かし ○今按ず
るに此事の予お考は別に辨ふるを見るべし所狭けきは
爰にハ云はず

夜七夜晝七日 考云今本夜七日とあるは例無し理も無し
仍て日を夜に改めつ○古へハ專ら彌の畧に云て正數
に云るハ甚稀かす七ハ專ら正數に用ゐて凡をいへるハ
なく○史傳云後に七日七夜の齋と云ハ此の古事より起

りつらむ

吾乎奈見給比曾 考云こハ吾を見玉ふ事勿きといふ言にて其莫と上に先いふこと万葉其外の古書にも數くらず多し云々○史傳云此御言は吾ハ幽居ユキる石屋を必カナざり

ま見も爲給ふあと勿きと約り玉へる御言なり

吾奈妹命 記傳云女神の男神を申たまふ稱なり那ハ汝勢

才兄にて凡てハ夫婦兄弟の間乃まならず女を妹と云如

之凡て男を尊み親みて呼ぶ稱也云々○今按ずるに妹字

は此方の制字なるあと委しく玉勝間に見えたり

此七日爾波不足ニ 史傳云女神の約り玉へる七日七夜の

日數には未だ足らざるに其日數の過タを待わへ玉ハ迄て

なり倍その見をなハハ時に既に火を生て坐りしるば

四日五日ばうりも立し程なりけむ

隱坐事奇止底 史傳云國々島々また八百万神等を生給ふ

時などもあく石隱座ざりけむと此時殊更に斯在しうば

奇トハ思ほしけむし

見所行須時 史傳云見と敬語に見をなナと云きてソナ

ハスと才見る所行を云辭なる故に其意を得て書る物な

り然るハ石屋戸引開きてぞ見顯し玉ひけむ

火生給ニ 考云火結神ニ生給へり○講義云上に火結神生

給ニ御保止被燒ニハ此詞の地より云るにて其次に夜七

夜日七日云々ハ伊邪那美命の御言也うくて此ハ實事と

見たまへる所にて火とあるハ其火結神の御事あり實に

天地万物に含有せる火産靈大神にませばその御形体火

にて御坐はなるべし○今按ずるに古史傳に火結神と火
との論あれど信け難きことあれば記し出ず猶別に云ふ
べし

所燒座支 考云給ふと坐とを分ちて書るはよく共にあ
め詞の中に分ちあり

吾乎見給布奈 講義云現今に見る所を咎めて云なり未見
ざる前より警るへ上に謂る奈見給比曾なり万葉十五に
和須禮多麻布奈ともあり

見阿波多志 講義云わたはざら劇しく不意より出て人と
驚け意にてろの阿波は淡女惡むなどの阿波にて物の見
劣りするや今の言なり云々

上津國云々 史傳云上國とは紀に上國此云羽播國矩備と

ありて即ち此の國土と云ひ下國とハそれに対へて國土
の根底に成れる夜見國と詔へるありさてその國より往坐
まぐ欲し立しは火を生給へる御有状の見苦しきと男神
乃御覽し給はむ事を辱みたまひて勿見給ひると申して
石屋に堅く刺隠り給へると男神の其と訝しみ給ひて見
行し志事と耻恨み坐て男神と此同じ國土に坐て御面を
合せ給えむ事を耻たまふ御心の止あへ玉はず男神の御
許を離れ下國に往まして再ひ御面を合せ給はじと思ほ
しての事なり云々○講義云上つ國ハ顯國を黄泉國より
いふ稱也又海神宮より然云る例あり下ツ國はその黄泉
國と顯國よりいふ稱なり云々

與美都枚坂 史傳云此國土より夜見國に往く堺にある坂

にて名義ハ師云平易なる由なり

心惡子 史傳云となはち火神なり下に御心一速比給波志
止爲^豆と有て心惡とは此いち速比給ふ御心を詔へて云
々○講義云此心惡子と宣へれども火神を惡と給ふは非
ず御稜威の究て健く剛き故にその神性と畏み給へるな
り所以に四種物を生給ひて其荒ひ坐む時に云々して
そと和め鎮め奉れと事教へ給へるなり

反坐^氏 史傳云與美都平坂より本居坐る所に歸り坐るな

り^ろの地の何所なり
まか知り難し云々

水神匏^{カムサリ}川菜^{スレ}植山^{カムサリマサン}姫^{トキ} 考云紀の一書に伊弉冉尊軻遇突智所
焦而終^{カムサリマサン}矣其且終之間^{コヤシナカラ}臥生^ニ土神^ニ植山^ニ姫^ニ及^ニ水神^ニ罔象^ニ女^ニ云々
水神^ニ罔象^ニ女^ニなり匏^ニハ紀の一書爾生^ニ天^ニ吉^ニ葛^ニ阿^ニ摩^ニ能^ニ與^ニ佐^ニ

羅^豆と云るにて水と汲もの也川菜ハ和名抄に水苔一名河
苔和名加波奈と云り今も水苔と云もの有て水と能合む
もの故植木の根を此苔して纏ひて遠き所に贈る免り云
々古今集に^りた^なぐ^さと云も同物なりけり植山姫は凡
ての土ならむ植生をたもつ神にて壁塗籠して火に備る
うた也云々

心荒曾波 講義云曾は爲の義なり云々^考む^お奈^と云^か勢^の誤^はな

云^いや^かが

水神匏植山^{カムサリ}姫^{スレ}川菜^{カムサリマサン}乎持^{トキ}氏云々 史傳云水神は匏を持ちと
云べきを如此云るハ古文也云々水神に此を依り給へる
ハ此を以水を汲て火と鎮せとなり○川菜と土神に依り
給へるは此と植とを和合して火^火防^防びとの御量なるべ

事教悟給支 史傳云事は言にて言ひ教へ給へる由り又は
字のまゝにて上件の事共を教へ悟し玉へりとのことに
もあるべし○今按に事依などの例と思ふに字の如く
るべし

依此氏稱辭竟奉者 講義云上ある天詞太詞事を承て以ふ
文なり祈年祭詞に故吾睦神漏岐命神漏美命止稱辭竟奉
止久宣とあると事、狀同じたを思合すべし

皇御孫能朝廷 講義云大祓詞爾皇御孫命乃朝廷とあり此
例に依らば命、字落ぬべきかと思ふに然らず本より無
りし也をへ天皇とスメラミコトと申すべきをスメラと
も常に申し奉ると同例なり云々

一速比 考云一速は借字にて稜威疾也云々

給波志止爲氏 講義云此しといふ詞ハ將來にさる事ハあ
らしといふ意にて既に有る事爾に受と云る不とハ少異
なり志、字濁りて訓むべし

明妙云々五色物乎 考云五色の絹布といふ由既に出、こゝ
に四、を擧しハ絹布の事を云にて此四、の物を五色に染る
なり

天津祝詞乃太祝詞事以云々 講義云上は安國止平久所知
食止天下所寄奉志時爾事寄奉志天都詞太詞事乎以申久
とある結びあり云々天下と安國と統御む爲に鎮火祭の
神事と天神より傳へさせ玉へるを下に至りて皇御孫の
朝廷に御心一速比給波志としてと云てハ此にては朝廷

の事のみにして如何なる如くなれども既に云る如く祈
年祭詞に天下百姓の農業を始むる事と今年二月に御
年初將賜としてとも皇神等の依り奉む奥津御年乎云々
など皇御孫命に係り申せるにて其と此と同一く他祝詞
の例悉く然り

○ 道饗祭 考云此祭の事神祇令に季夏道饗祭同季冬義解に謂
ト部等於京城四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外來者不敢
入京師故豫迎於路而饗也と云へり云々京城四隅とは
京の外廓の外の四隅なり又國に疫病など起る時は國堺
にて祭り京に疫などある時ハ宮城の四隅に祭る是をば
後ハ四角四堺の祭といふ令にハ常例とのみ舉ぬれば京

城四隅の祭のとなり寶龜元年六月十一日の紀に祭疫神
於京師四隅畿内十堺また同九年三月の紀にも畿内諸堺
祭疫神と見え臨時祭式にも畿内堺十處疫神祭あり又天
平七年八月の紀に太宰府疫死者多云々長門以還諸國司
守若介專齋成道饗祭祀とあり諸國にて行ふ事知るべし
○宮城とは内裏の外廓にて外重のことあり四堺とは山
城の京にハ和泉堺會坂堺大枝堺山崎堺を云と朝野群
載に見えたる大和京にては奈良立田大阪吉野宇智宇多
などの道のはてどもに十處あり○講義云四時祭式に上
の鎮火祭に次て道饗祭とある細書に於京城四隅祭と見
えたり但臨時なるは年中行事秘抄六月晦日の條にも鎮
火祭道饗祭と相並載られ公事根源抄を此と同一其文に

云これは疫神の祭みり毎年必ず行はるべきこと也近頃ハ絶て待るにや是も卜部の入京城の四角の道にて鬼魁の他方より來るを京路に入らざらしむ爲に路上に供物と備へて祭るなり鎮火道饗の祭をば四角四塚の祭とを申すなりとあるは義解の文を釋て宣へるものなり○史傳云餘神々をば某々社前にて祭らるゝと此神とち彼其時々衢に御饗を進つりて祭る玉ふ故に此祭の稱と道饗祭とは云ならむ

高天原爾事始氏 史傳云天皇の大御祖とまを邇々藝命の天降まゝて此御國を知りめゝ、事は高天原に座す産靈大神天照大御神の御議に事始りて其御世治看す万の御政は即て天御祖神等の定免玉へる事のまにゝ行ひ給ふ

事かる故にあくは云ふなり○講義云中臣壽詞にも皇御孫尊波高天原爾事始天云々と見へぬり此は祈年祭詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏美命以天社國社止稱辭竟奉云々とあると同じ事なるを切めて云る也云々こゝ道饗祭の事と依し授けたまへるをいふなり云々皇御孫命止 史傳云此命ハ皇御孫に屬る命にあらざ皇御孫の御言とてといふ意なり命て字ことをつけずとゞ皇御孫と申せること例多し楮上文を引續けて高天原に坐と御祖神等の事始め玉ひて御世知看す皇御孫の御言とて稱辭竟奉ると云が如し然るを文の足らぬげなるは古文あればなり○講義云祈年祭詞に上に引る文ありて其結に故皇吾睦神漏岐命神漏美神止稱辭竟奉久宣と

ある如く今行えせ玉ふ道饗祭は高天原にて事始め玉へ
る皇祖天神の御言の任に取行えせ玉ふ義にて祝詞の例
大旨皆然り

大八衢 考云八は彌にて衢の數の多たと云のみ八達など
云に泥む事勿き云々

湯津磐村之如久 史傳云此神等の功の弘く大なることと
湯津岩内ふ譬へはた彼千引石の夜見戸に塞れるにも係
けて云る文あり○今按に史傳に此祝詞に據て八衢彦八
衢姫と申すハ道反大神いこもる夜見戸に塞り坐大の夜見
戸に塞り坐て彼國より荒び疎び來る鬼を防ぎ給ふ御靈
を衢に祭るより稱へ申せらる御名なる由云れたり猶次文
と見るべし

八衢比古八衢比賣 今按に此神の御事古史傳の説右に引
けり誠ふ然ることなり考に古事記身曾岐の條に見ゆ
たる道之長乳齒神を紀に長道磐とあれば此神也とせら
れたきと當り難し

久那斗 考云古事記に於て投棄御杖所成神名衢立船戸神と
あゝを紀に投其杖是謂岐神岐神此云布とひひ又黄泉條
に投其杖曰自此以還雷不敢來是曰岐神此本名号來名戸
之祖神焉云々こまら合思ふに道の關とある神なり云
々○布那斗久那斗は音通へり○記傳云布は經久來來な
り云々布と久とを合せて云へを此處を経て來莫と云意
なり戸は處あり此より來莫と障留る處に坐す神と云意
みるべし云々

根國底國與利云々 史傳云凡て世に在る禍事妖物の本ハ
根國底國をり發れるある故に如斯はいふなり○講義云
祈年月次祭等の詞には疎ふる物とあり彼詞は同く御門
神と祭る詞なるに天之麻我都比と云神と載ざるハ此と
同じく黄泉國の物と云るなま儲その物とは師説に物狂
と憑物ともいふ類の物にて汎く神と云と云きたる其如
くにて凡て物とは何に依らば其名指さす廣くいふ事な
れども此なる物は黄泉國の醜女雷等なるべきこと此衢
神の御事實に依て知れたり○今按に講義になほ自てふ
言の有無に付ての辨あきと然しもあらじと思ゆれば取
出ず
相率云々 考云上の御門祭には相麻自許里とあり仍て此

一連の言の意をここに云へり○史傳云率ハ他をり物する
事に移り乘るをいひ口會とは先の云ふことを受入れて
それに心と同くするを云なり故此等に夜見をり荒び疎
び來つる妖物どものなす事又その言ふ事に率りて心を
同くし給ふこと無くと先云るなり
下行者云々 史傳云りの根國より起來つる禍事妖物の下
を行むとせば下を守り給へ上と行むとせば上を守りて
防ぎ給へとなり
守奉齋奉禮止 史傳云此所にゆく嚴重に齋奉まを令せ給
へる事皇孫の御言ならむも然事なから始に高天原に事
始とといひ終に天津祝詞の太祝詞事以稱辭竟奉とある
とを合せて考るに天降坐し時に天神の此神等を祭らむ

時に如斯云へど詔傳へ座る太祝詞言のまゝにてそれ即
て天神の衢神に令せ給へる御言なるべくぞおもはる、
そは上にハ皇神と申し御名者白豆と云ひ下にハ聞食氏
云々幸給へ云々齋給へど云々など云る文どもに掛合は
ず此文のみいと嚴重なると以熟く文意と考ふべしさて
守奉齋奉は皇御孫命をなり○講義云齋ハ令義解に遏止
也とある遏の字に當まり齋ハ物事を忌清る意にて少く
も限こしき所なきと云ふ云々彼夜見國ハ醜けく穢た國
にて其國神ハ醜めき穢き神なきを其國の事に交りその
國の神ハ口會て曲る時は國も家も身も穢る、事なるが
故に其事の無きを齋といふ事可^ま怜^しきことなりかゝ奉ま
とあるは塞神に令とる御命なきばなり

堅磐爾常磐爾 今按に講義に此語ハ御壽の方に預り給ふ
神ならぬにハ猥に申さぬ事と聞たりとて例どもを引
出とり然る事とハおぼゆれど少く思ふ旨あれを引かず
又親王云々 講義云道饗祭は神祇令義解に於京城四隅道
上而祭之とあれば天皇は申すに及ばず親王諸王諸臣及
百官人等始京師に住ふ限れ人の爲のとの事なる可あん
めるを天下公民と載たるは京師四隅の外なるを以推
時は打合はざる心ちのする事なれども云々この道饗祭
の朝廷のみは御事にハあらざ天下公民に至るまても凡
て外よこ來らむ鬼魁に相交り相口會ふまじくその爲
行はせ給ふ事なれば其塚に坐る障神等の次々追送り出
し更に來らむハ悉くに防ぎ遏め給ふ御事になむありけ

る云々

平氣久齋給 講義云上に夜守日守に守奉齋奉とある齋に
て諸の災殃無く平安なるといふ事あり萬葉十五に伊波
比麻都良牟とそ久佐麻久良多妣由久比等乎伊波比之底
云々とよめるも道中の無恙哉伊波布と云なり此もさる
意なり

神官 考云こゝハ祭を預り行ふト部を云

天津祝詞云々 講義云上に大八衢爾湯津磐村之如久より
齋奉禮止とある以上の文にて其より下なるは當今行ハ
せ給ふ祝詞の文なるものなり○臨時祭式に八衢祭と云
あり是亦此障神等は祭るならむと思ふにそは下に遷却
崇神詞あるその幣物を擧たる也云々の此事猶委り其入衢

祭と云名より混れ易き事なる
故に少か驚かまおくもの也

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三拾錢

著述人

東京府士族

久保季茲

原 版 主

全

平田胤雄

反刻出版人

大阪府平民

大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

大 阪 書 肆

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳
 村井尾村田谷志尾島田井本本本木川川田川郵中川村原
 彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勘正太善九喜
 三二 八 兵 太三 七兵 右兵兵兵
 衛
 助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐豐尾肥備薩雲全全全全全西東
 前豫波前前州後後州州 京京
 岡松德大中名能尾鹿松
 山山島分津古本ノ兒江
 屋 道島

渡土黑山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豐梅吉
 邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷 善野部住原岡
 源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 敬武幾龜平
 兵 三 四 兵兵右兵 二 兵 會 太
 衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

